

資料 12

「女性の人権ホットライン」統計資料（平成14年）

「女性の人権ホットライン」

法務省の人権擁護機関では、平成12年7月3日から専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50の法務局・地方法務局の本局に設置して、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性の人権問題をめぐる相談体制の強化を図った。

各月の「女性の人権ホットライン」利用件数と主な相談内訳

相談内訳	14年												合計（件）
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
暴行虐待等	333	384	325	330	319	366	463	418	438	472	451	460	4,759
セクハラ	30	42	43	57	66	58	54	67	58	56	58	54	643
ストーカー	34	28	25	18	27	37	28	23	31	25	29	29	334
その他	1,064	1,128	1,182	1,192	1,301	1,378	1,596	1,600	1,592	1,682	1,657	1,837	17,209
合計（件）	1,461	1,582	1,575	1,597	1,713	1,839	2,141	2,108	2,119	2,235	2,195	2,380	22,945

参考 平成14年の月平均利用件数 約1,910件  
 平成13年の月平均利用件数 約800件  
 平成12年の月平均利用件数 約390件

「女性の人権ホットライン」利用件数の推移

